

the bottom line

会計と税務のニュースレター「ボトムライン」の2011年秋号をお届けします。今回はR&D（研究開発）課税控除、長年にわたるゲインズ・クーパー訴訟、法務市場に対する最近の改正について取り上げます。

R&D（研究開発） 課税控除

多くの企業では、収益を維持・増大し企業を拡大させるため、技術分野のR&Dに対する継続的な投資が必要です。政府は今後の投資を促進させるため、数年前に欧州連合（EU）の後押しを得てR&D課税控除を導入しました。これは主に課税額の軽減ですが、企業の法人税負担に大きな影響を与えるこの控除の請求を怠っている企業が数多くあります。

この制度では、どのようなR&Dプロジェクトが対象となるのか？

対象となるR&Dの基本的な定義は「科学や技術で進歩の達成を目指し、科学的・技術的な不確実性を解消する取り組み」です。進歩には新しい製品や生産プロセス、サービスまたは改良した製品、生産プロセス、サービスが含まれます。

R&D課税控除を申請できるのは、R&Dプロジェクトで追求するのが科学的・技術的な不確実性の解消による科学・技術分野の全般的な知識や能力の進歩を達成する場合だけで、単に自社の知識や能力の状況が進展するだけでは対象となりません。

以下に示した全ての用語を定義したガイドラインがありますので、自分の企業・機関に税務面で対象となるR&Dプロジェクトがあるか見極める前に、こうした用語の概念を理解することが重要です。

用語は以下の通りです。

- プロジェクト (Project)
- 科学や技術の進歩 (Advance in science or technology)
- 科学 (Science)
- 技術 (Technology)
- 直接的に貢献する (Directly contribute)
- 科学的または技術的な不確実性 (Scientific or technological uncertainty)

まず、どのような科学や技術の進歩を追求するかを検討する必要があります。これは進歩に向けたプロジェクトの目的に着目したもので、課税控除の対象となるR&Dの取り組みかどうかを判断するうえで重要な点です。

科学には芸術や人文科学、経済学など社会科学の研究は含まれません。

製品が商業面で革新的というだけでは不十分です。革新的な製品・サービスを開発するプロジェクトでも科学や技術の進歩が含まれなければ、控除を申請できません。

科学的または技術的な不確実性が存在するというのは、科学的に可能か技術的に実現できるかという知識、あるいは実際の実現方法に関する知識について、その分野の優れた専門的な取り組みからはすぐには得られないか推測できない場合です。

ただし、関係者との比較的簡単な討議により解決できるよう不確実性は、技術的な不確実性というより通常の不確実性です。類似のシステムによる以前のプロジェクトで克服した技術上の問題も、技術的な不確実性とは言えそうにありません。

R&D課税控除とは何か？

この控除はR&Dの支出に基づく減税、あるいは赤字を抱えた中小企業が歳入関税庁（HMRC）から現金給付を受ける代わりに損失の繰り越しを放棄するものです。

対象となる適格なR&Dに会計年度中に1万ポンド以上を投じた企業はすべて、課税対象となる利益を計算する際に申請することで以下の割合を利益から控除できます。

- 中小企業（従業員が250人超500人未満、年間売上高が1億ユーロ未満で貸借対照表の総額が8,600万ユーロ未満）では、2008年8月1日以降に発生した支出では適格な支出の175%、2011年4月からは200%、2012年4月からは225%
- 大企業では2008年4月から適格な支出の130%

これにより、それぞれ英国の法人税を軽減できます。

また中小企業向けの制度では、利益を計上していない企業は2011年4月から適格な支出の25%相当の現金給付を受けることができ、これが2012年4月から24.75%となります。

財務相は2011年度予算案の発表で、中小企業向けの制度について控除の割合の改正を発表するとともに、申請できる現金給付の金額の上限をPAYE（源泉徴収）／NIC（社会保険料）の支払い金額を合わせたものとする規則を撤廃すること、また控除を申請できる最低支出額（1万ポンド）の規則を撤廃することを明らかにしました。こうした改正は2012年財政法案に盛り込まれる予定です。

また財務相は、大企業向けの制度で広範なR&Dプロジェクトの一環である外部委託活動にも控除を認めるという選択肢も検討する方針を発表しました。なお2009年12月9日から中小企業については、控除を申請する条件としてR&D支出から取得する「知的財産」の所有を義務付ける規定がなくなりました。

どういった費用を申請できるのか？

企業の支出でR&D課税控除を申請できるのは以下のものです。

- R&Dの遂行に直接的・積極的に従事する従業員の人件費
- R&Dの遂行に直接的・積極的に従事する従業員を企業に提供する派遣会社への出費



Greenback Alan LLP
CHARTERED ACCOUNTANTS

11 Raven Wharf
Lafone Street, London SE1 2LR
Tel: +44 (0)20 7403 5959
Fax: +44 (0)20 7403 3111
Email: jonf@gballp.com
Website: www.gballp.com

- R&D の遂行に直接的に利用される消耗品や交換品（大ざっぱに言うとならば R&D で消費される物理的な材料）
- R&D の遂行に直接的に利用される電力の料金、水道料、燃料費、コンピューターソフトウェア費

設備投資は対象になりませんが、全額がキャピタルアローワンス (R&D アローワンス) の対象となる可能性があります。

どのように申請するのか？

各企業は、法人税申告書 (CT600) を提出する際に控除を申請します。HMRC の R&D 専門ユニットが申請の大半を処理します。申請期限は 2006 年 3 月 31 日以降に終了する会計年度については、該当する年度の決算日から 2 年以内となり従来の 6 年から短縮されました。

技術戦略委員会 (TSB) のプログラムの助成金との関係

技術戦略委員会 (TSB: Technology Strategy Board) はビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) の傘下として、公募入札を通じて助成金を提供する共同 R&D プログラムを運営しています。このプロジェクトで発生する自社の適格な R&D 費用については、R&D 課税控除を申請できます。これは会計年度中の全ての R&D で適格な費用が 1 万ポンド以上の場合です。

また各企業は、適格な R&D 費用について助成金の提供を受けていても控除を申請できます。これは R&D 課税控除の大企業向けの制度では、助成を受けた支出を R&D 課税控除の対象とから除外する規定がないためです。

中小企業でも大企業でも、大企業向けの制度で申請しなければなりません。これは TSB で提供される助成金の種類は「通知公的支援」として扱われるためです。すなわち、この助成金の制度は EU の公的支援規則により、欧州委員会に通知し欧州委員会から承認を受ける必要があります。異なる支援を併せて受けることを阻止するため、公的支援規則では公的支援を受ける企業は中小企業向けの R&D 支援を申請できないことになっています。大企業向けの制度は公的支援ではないため、こうした制約はありません。

公的支援の累積規則では、原則的に各企業は通常は 1 つのプロジェクトに対して 2 つの通知公的支援を受けることはできません。EU の公的支援登録を調べれば、その助成が通知公的支援にあたるかどうか確かめることができます。

EU フレームワーク・プログラム

「研究・技術開発のためのフレームワーク・プログラム (FP: Framework Programme)」は、欧州の研究資金助成として EU でも中心的なものです。このプログラムで資金提供を受けたプロジェクトについては、R&D 課税控除を申請することができます。TSB の運営する助成金と違って FP は通知公的支援ではありません。このため FP により資金を受けた中小企業も、FP のプロジェクトに対する自社の支出については中小企業向けの R&D 課税控除の制度で申請でき、妥当であれば現金給付を受けることもできます。

プロジェクトに対して他の通知公的支援を受けている場合には、中小企業向けの制度では申請できず、この場合には大半の状況では大企業向けの制度のもとで申請することになります。

R&D 課税控除を獲得することは財務上でかなりの利益となり、場合によっては活動の単純な再編や費用配分で最大限の控除を申請できます。この件について詳細な助言が必要であれば、私どもにご連絡ください。

ゲインズ・クーパー訴訟の終結

ゲインズ・クーパー訴訟に関する最高裁の判決は、HMRC が公表しているガイダンスを納税者が拠り所とする権利はあるのかという長年にわたる議論に終止符を打つものとなったようです。

この訴訟は、1976 年に英国を離れ非居住者になったと主張するロバート・ゲインズ・クーパー氏をめぐって繰り広げられました。同氏は、居住に関する HMRC のガイダンスを示す HMRC の冊子「IR20」を拠り所とし、中でも英国に滞在する期間と英国で何をするのかという点で IR20 を根拠としていました。

IR20 は何年も前に発行されたもので、何度も改訂が行われています。ただ、この訴訟で興味深いのは、HMRC が自分で表明した慣行には縛られないと主張した点です。何をすべきで何をすべきでないかの判断において、IR20 は多くの場合に根拠として利用されてきたため、これは納税者にとっても税務の専門家にとっても大きな懸念をもたらしました。

最高裁は 2011 年 10 月 19 日に HMRC を勝訴とし、ゲインズ・クーパー氏は英国の課税面では居住者であったという従来の判決を支持しました。

ゲインズ・クーパー氏に関する最終的な判決

自体は過去の問題に関する重要性を持つだけですが、現在、居住者の地位の見直しを行っている人々にとっても重要な関連性があります。納税者にとって 1 つのプラスの結果は、諮問期間を経た後、居住者に関する法的定義が来年には導入されるという点です。うまくいけば、すでに存在していたと思われるのに突如として「目標が動かされた」分野において、強く求められていた明確な定義が提示される予定です。

さらに重要なのは、根拠とするのが HMRC の認めた内容なのかガイダンスなのかについて細心の注意を払う必要性を、最終判決が改めて強調した点です。ガイダンスの場合に HMRC が示したのは、ガイダンスは法規制よりも緩やかであり、HMRC は法規制を優先すべきだと主張している点です。何らかの計画に着手する場合、特にそれが HMRC に挑戦的と見なされる可能性がある場合には、その計画が確固たる根拠に基づくように HMRC のガイダンスを基準とするのではなく常に法規制を基準とすべきです。

法務市場の状況に対する変革

2011 年 10 月 6 日に 2007 年法務サービス法 (LSA: Legal Services Act 2007) が施行されました。

この法律により代替事業機構 (ABS: Alternative Business Structures) が可能となり、法律家が顧客を抱える法律家でない人と提携を結ぶようになります。つまり法律家でない人が法律事務所に投資し、法律事務所を所有できるわけです。これにより法律事務所を株式市場に上場することも可能となります。すでにオーストラリアの証券取引所では、法律事務所のスレイター & ゴードン (SG: Slater & Gordon) や法務事業のコンソリデーター (統合企業) であるインテグレイティッド・リーガル・ホールディングス (ILH: Integrated Legal Holdings) が上場を果たしています。

ABS は法務サービスや他のサービスをひとまとめにし、消費者のニーズに合った競争力を高めたサービスパッケージを提供するというワンストップショップに発展する可能性があります。ABS を表現するのに「テスコ法務」という言葉が使われていますが、これはスーパーのテスコが法務市場に参入する意向というわけではなく、将来的には法務サービスを毎週の買い物と一緒に購入できる可能性があることを示したものです。

現状では、この市場に新たに参入する可能

性がある事業者は、運営実績を掲げ小規模な法律事務所比べて大きなブランド構築力や人材、商品開発技能を備えたチームと一緒に参入することになるでしょう。従来の法律事務所とは大きく異なる方法で法務サービスを提供する事業者が成功しそうです。こうした参入者は、カスタマイズドの文書作成や時間単位の請求に基づく従来型のモデルを踏襲するのではなく、スケールメリットを法務の多くの分野に持ち込むような最新鋭の作業の流れや知識管理システムに投資するものと見込まれます。

それでは英国の法務市場にもオーストラリアですで見られるような変化が現れるのでしょうか？ 変化など予想できないと言う理由はどこにもありません。

結局のところ、新たに出現する法務の状況は、従来の法務サービスの提供者にとっては深刻な問題となりますが、一方で変化を最大限に活用しようとする事務所には大きな機会をもたらします。変革の影響と法務テクノロジーの推進により、先進的な事務所が市場シェアを拡大する一方で、強まる市場の圧力に屈する事務所も出てくるでしょう。

短信

現物給与パッケージに対する新 VAT (付加価値税) 規則

英アストラゼネカの訴訟に関する欧州司法裁判所 (ECJ) の最近の判決に従って、HMRC は現物給与パッケージに関する方針を見直しています。アストラゼネカは従業員に対して給与の一部の代わりに商品券を発行しましたが、ECJ はこの現物給与について VAT 支払いの対象となる供給として考えるべきであるとの判決を下しました。このため 2012 年 1 月 1 日から従業員に対して現物給与を供給する企業は、現物給与の価額に応じて従業員から受領する VAT を計上しなければなりません。各企業は、通常ルールに従って供給で発生したインプット VAT を取り戻すことができます。

この新たな方針により影響を受ける取り決めの典型的なものには、自転車通勤優遇課税制度で提供するサービスや食事補助、商品券などがあります。育児パウチャーの提供は VAT の対象ではないため、直接的な影響を受けることはありません。

新規則は 2012 年 1 月 1 日から導入され、この時点から課税対象となるベネフィット(みなし給与)の代わりに現物で支払われる給与の金額に VAT が課せられます。新規則

は、2011 年 7 月 28 日以降に導入された全ての現物給与パッケージの取り決めに適用されます。2011 年 7 月 28 日より前に導入した現物給与パッケージを実施している企業は、既存の取り決めについての再協議や新たな取り決めの導入に際して、HMRC の新方針に留意する必要があります。

住宅ローンの新照合制度

HMRC は、住宅金融貸付組合 (CML: Council of Mortgage Lenders) や住宅金融組合協会と共同で、年に 10 億ポンドに上ると推計される住宅ローンの申請詐欺に対処する制度を開始しました。この制度は 2010 年 3 月の予算案で発表され、2011 年 9 月 1 日から英国全土で開始する前にすでに試験的に実施されていました。

原則として、この制度は住宅ローンの詐欺と税務の詐欺の両方を減らそうというものです。住宅ローンの貸付業者は、HMRC の費用に充てる 14 ポンドを支払えば、この制度を利用できます。ただし、各業者は自社のチェックで住宅ローンの詐欺が疑われる場合に限って、この制度を利用することになります。貸付業者は、住宅ローンの申請書の中に明示された収入の詳細を HMRC に送付し、所得税や確定申告で申告した収入と照合してもらいます。HMRC は、貸付業者が情報を得たうえで貸付の是非を判断するのに役立てられるように、収入の詳細が一致するかどうかを貸付業者に通知します。

HMRC は、この制度で貸付業者が提供した情報を課税申告で提供された情報と照合するために利用すると明言しています。この制度が住宅ローンの申請者と納税者の両方に与える影響は、今のところ不明です。

全国最低賃金の改定

2011 年 10 月 1 日から以下のような新しい全国最低賃金が適用されました。

- 21 歳以上の従業員：時給 5.93 ポンドを **6.08 ポンド**に引き上げ
- 18 歳～20 歳の従業員：時給 4.92 ポンドを **4.98 ポンド**に引き上げ
- 18 歳未満の従業員：時給 3.64 ポンドを **3.68 ポンド**に引き上げ
- 19 歳未満の実習生または 19 歳以上で実習 1 年目の従業員：時給 2.50 ポンドを **2.60 ポンド**に引き上げ

オンライン VAT 申告の全面的な義務化

2012 年 4 月 1 日から VAT 登録企業はすべて VAT 申告書をオンラインで提出するとともに、VAT を電子支払いすることが義務付けられる点に注意してください。すでに

2010 年 4 月 1 日からは、新たに VAT 登録をする企業や VAT を除く売上高が 10 万ポンドを超える企業に対して義務付けられていましたが、今後はこれが全ての企業に拡大されます。

HMRC は、VAT のオンライン申告を新たに義務付ける企業に対して 1 年目は大目に見るものの、1 年を過ぎても引き続き文書で VAT 申告を行う企業に対しては厳格に罰金を科す方針を明らかにしています。すなわち 2012 年 4 月 1 日から初めてオンライン申告を義務付けられる企業に対しては、2013 年 3 月 31 日以降に終了する VAT 申告期間について文書で申告した場合には罰金が適用されます。

まだ文書で VAT 申告書を提出している企業は、オンライン提出に早く慣れて将来的に罰金を科せられないようにするため、早急に HMRC にオンライン提出の登録をすませ、義務化の期限前にオンライン申告の提出を始めることをお勧めします。

連絡先

このニュースレターで取り上げたテーマや、弊所の提供するサービスについてご興味のある方は、Stephen Dabby や Morisha Christy、Tony Sian、Nick Nicolaou、Paul Bradley、Michael Avient、Pambos Patsalides までお気軽にご連絡ください。